

經濟論叢

第112卷 第6号

哀 辭

故 本庄栄治郎名誉教授遺影および略歴

電力会社の決算政策と料金問題……………野 村 秀 和 1

「公共経済学」の理論的特質……………坂 井 昭 夫 22

協業的植物生産部……………青 木 國 彦 42

書 評

Maurice Dobb, *Theories of Value and Distribution
since Adam Smith: Ideology and Economic
Theory*, 1973……………菱 山 泉 77

經濟論叢 第111卷・第112卷 総目録

昭和48年 12 月

京 都 大 學 經 済 學 會

電力会社の決算政策と料金問題

——関西電力のケース・スタディ——

野 村 秀 和

I

周知のとおり、電力会社は公益事業のなかの中心的存在である。したがって、公益事業としての性格に基づき、自然的(地域的)独占と適正報酬とを保障される代わりに、給付提供の義務を負い、需要者を差別することは許されない。とくに、提供給付の価格と企業利潤との関係は、適正原価の算定という会計計算を媒介として、その調整が公益事業「統制」という名で行なわれることになっている。通常、公益事業統制の問題というときは、料金問題すなわち適正原価算定を媒介として、企業に適正報酬を保障するために、サービス給付の受益者に、どの程度の負担増を料金単価の上昇という形で認めるか、ということになる。

このような料金問題は、「公益事業会社の消費先別給付に対する各種料金の年度総収入額(これを料金水準 Rate Level という)を決定することと、この料金水準を各種給付に割付けて、各種料金を決定することの二つに区分される。」¹⁾

本稿は、この前者について、すなわち、料金水準の変更(上昇)を必要とするという問題提起と有価証券報告書総覧に公表してきた関西電力の決算政策との関係を検討することを課題としたものである。そして、この検討のなかで、料金値上げ申請のための世論誘導に関西電力の行なった決算政策が無関係とはいえない、逆に、料金問題を意識して決算処理が行なわれてきたと考えざるをえ

1) 拙稿、アメリカにおける公益事業の料金形成の一過程、「経済論叢」第90巻第4号、昭和37年10月、67頁。

ないのではないかという疑点を問題とし、わが国巨大企業の決算処理をめぐる1つのケース・スタディとしたい。

関西電力の料金値上げ問題が新聞紙上に登場するのは、昭和47年11月8日付の各紙である。これは、昭和47年9月決算の公表を契機として、そこで計上された利益が「三月期比、および前年同期比で40%以上の減益になり、別途積立金を全額取り崩して配当原資に充て」²⁾ するという決算結果の公表効果を土台として、「電力値上げ必至? 関電創業来の大巾減益」³⁾ というセンセーショナルなマスコミの報道となって表れてきたのである。

このように、昭和47年9月決算の計上利益の「大巾減」という決算政策が、料金問題の提起の出発点になったことは、否定できない事実であろう。

そして、関西電力は、年を越した昭和48年6月20日に、前日の19日の四国電力の値上げ申請に続いて、平均28.13%の値上げ申請を行なったのである。そして、その夏、資源不足、電力危機という宣伝の中で、節電アピールをしながら、政府は同年9月29日から、上げ巾を申請より少しばかり押えて、値上げ実施を認可したのである。

なお、料金問題には、消費者別の差別料金問題が、それ自体としては適正原価算定問題とからんで存在する。しかし、本稿では、この問題には深く立ち入らない⁴⁾。なぜなら、本稿は、値上げ問題とからめて、関西電力の決算政策の内容について検討することに力点をおいているからである。

II

電力会社の料金値上げの実施ということは、単に、電力のみならず、全体と

2) 日本経済新聞、昭和47年11月8日付。

3) 毎日新聞、昭和47年11月8日付。

4) 差別料金の成立の根拠は、それぞれの原価のちがいにいるという主張がなされるが、他の論拠は、これにより弾力性の強い需要を獲得することにより、非弾力的消費者（一般消費者）の固定費負担を軽減することにあると主張される。アメリカにおける差別価格の実態とこのような論拠の批判は、拙稿、「前掲論文」77-80頁参照のこと。

なお、最近の関西電力の消費者別販売電力量と料金収入および1KWHの平均単価の実績を以下に示しておこう。

しての物価に影響を及ぼすものとして、社会的影響のきわめて大きい事態であることは言うまでもない。しかも、こうした重大な影響力を及ぼす料金値上げの可否が、ある程度まで電力会社の会計資料によって判断されるのである。この意味では、公益事業にかかわる会計問題の重要性が認識されなければならない。

電力会社の会計の実態については、すでに北大の菅原教授によるすぐれた研究論文が発表されている。減価償却について、「ある年度には設備増加＝償却費増加のゆえに定額法による償却範囲額相当に止め、ある年度にはそのおなじ理由から定額法による償却範囲額を大幅に上まわる償却費（昭和37年3月期127%）を計上しているのである」⁵⁾と東京電力について述べておられることや、固定資産税の会計処理を9電力について検討され、「つまり、どの方法から他のどの方法へ変更した場合でも、それはすべて『妥当』であり、もしくは電気事業の特殊性にかんがみて『やむをえない』のである」⁶⁾ するという監査報告を指

関 西 電 力 (47下) 47/10~48/3

		販 売 電 力 量 (百万KWH)	%	料 金 収 入 (百万円)	%	1KWH平均 単価実績(円)
電 灯	定 額	152	0.5	953	0.5	6.27
	従 量	4,781	15.6	52,655	28.3	11.01
	大 口	1,571	5.1	15,631	8.4	9.95
	その他	50	0.2	558	0.3	11.06
	計	6,554	21.4	69,796	37.5	10.65
電 力	業務用	2,848	9.3	22,357	12.0	7.85
	小 口	4,788	15.6	31,582	17.0	6.60
	大 口	15,886	51.9	59,193	31.8	3.73
	その他	560	1.8	3,167	1.7	5.65
	計	24,082	78.6	116,299	62.5	4.83
遅収加算料金		—	—	106	0.1	—
電灯・電力計		30,636	100	186,201	100	6.08

有価証券報告書より作成。

- 5) 菅原秀人、電力会社の減価償却と監査、「経済論集」（北海学園大学）第20巻第2号、昭和47年9月、343頁。
 6) 菅原秀人、電力会社の会計、「会計」第104巻第1号、昭和48年7月、44頁。

摘され、これも利益操作の有力な手段の1つとして利用されていたこと、さらに株式発行費および社債発行費の会計処理についても、同様の検討を行なった上で、「右の監査報告書の文章にみられるように、均等償却から他の方法への変更も、逆に他の方法から均等償却への変更も、いずれも『適正』とされている。後者の場合は費用の期間配分の立場から適正であり、また前者の場合には堅実性の見地からみて妥当であるというわけであるから、結局、容認できないような変更はないことになる」⁷⁾と述べられるのである。

ただ、この研究は、今のところ、昭和37年3月までの資料であり、その対象は、減価償却、固定資産税と株式および社債の発行費の会計処理に関するものである。本稿では菅原教授のこの研究をふまえ、さらに発展させる意味で、資料を現在までつなぎ、9電力から焦点を関西電力にしぼって展開することにする。なお、菅原教授の研究は、以上に述べた諸項目の会計処理における継続性の適用においての恣意性が監査報告書との関係で指摘されており、電力会社の会計実態を批判的に考察するばあい、欠かすことのできないきわめて重要な認識であると考えられるものである。

ところで、関西電力の決算政策を料金問題と関連させて検討するためには、すでに述べたとおり、昭和47年9月決算と48年3月決算とを、その中心的検討対象としながら、それ以前の決算政策との対比、また、わが国電力業界における他の電力8社の決算政策と比較することが必要である。このことにより、関西電力の決算政策に対する相対的位置と役割が、より深く理解されるであろう。

とはいっても、ここで採りあげることでできるのは、決算政策のすべてではないし、また、そのすべてを採りあげる必要もない。問題とすべきものは、期間業績と内部蓄積とに関連する会計処理として欠かすことのできない減価償却および引当金の計上処理である。さらにあわせて、ドル危機に端を発した最近の国際通貨調整問題にかかわる外貨建債権・債務の為替換算差損益の処理を検討することにより、関西電力の決算政策がもつ本質的な姿勢を明らかにするこ

7) 菅原秀人、「前掲論文」48頁。

とができるであろう。以下、これらの3点についての個別的な検討に入ることにする。

III

1 減価償却について

電力会社は、関西電力に限らず、どの電力会社においても、固定資産が圧倒的に多いことは周知の事実である。第1表にみるとおり、昭和48年3月時点で

第1表 固定資産比率(帳簿価額)

昭和48年3月末

関西電力	91.1%
東京 //	91.3
中部 //	87.7
中国 //	88.9
北陸 //	86.4
東北 //	86.7
四国 //	91.5
九州 //	88.6
北海道 //	90.5

有価証券報告書より。

の関西電力は、総資産に占める固定資産(帳簿価額)の比率は、91.1%であり、9電力中、最低の北陸電力でも、86.4%を占めている。このことは、第2表、第3表にみるとおり、

減価償却額が電気事業営業費

第2表 (関西電力) (百万円)

	電気事業 営業費(A)	減価償却 (B)	B/A (%)
46.3	130,917	27,261	20.82
9	139,717	28,940	20.71
47.3	139,565	30,663	21.97
9	167,572	41,893	25.0
48.3	159,678	29,224	18.30

有価証券報告書より。

第3表 昭和48年3月 (百万円)

	電気事業 営業費(A)	減価償却 (B)	B/A (%)
東京電力	262,204	54,861	20.92
中部 //	127,297	28,097	22.07
中国 //	58,813	9,258	15.74
北陸 //	33,224	5,646	16.99
東北 //	78,204	14,982	19.16
四国 //	30,462	5,610	18.42
九州 //	75,400	14,403	19.10
北海道 //	29,622	5,495	18.55

有価証券報告書より。

用のなかに占める比率の大きさとなって表れているのである。絶対額にしても、昭和48年3月期でみると、東京電力の548億円に対し、関西電力は292億円と2番目の額を示している。税引後利益が、同期において、東京電力で215億円、

関西電力で84億

円であることを

考えると、減価

償却額の大きさ

が理解できるで

あろう。

この事態を、

関西電力につい

て、最近の4年

間にわたって示

第4表 関西電力の利益と減価償却 (億円)

	税引後利益 (P/L)	未処分利益 当期末	利金増 加	普通償却	特別償却
44.9	108	80		218	8
45.3	118	81		225	9
9	69	80		239	70
46.3	111	81		266	6
9	110	82		277	17
47.3	122	91		291	16
9	35	47		312	107
48.3	84	84		292	0

有価証券報告書より。

したのが第4表である。利益と減価償却の金額比較により、減価償却の計上額(「現金支出を伴わぬ原価で……売上収入となった現金を企業内に留保する性質をもっている」⁸⁾)が、当期業績に大きな影響を与えうる条件をもっていることが理解されるのである。

したがって、こうした重要な位置にある減価償却の計算において、その計算方法の変更は、減価償却の計上額をかなりの程度に変動させるため、当期の利益に与える影響は決定的ともいえるのである。周知のとおり、公益事業の電力料金算定においては、減価償却は定額法で計算すると定められている。しかし現状では、有価証券報告書に公表されている減価償却方法は、税法上の届出基準である定率法であることは、当然のこととされている。わが国9電力のなかでも関西電力のように、償却資産の増大が、経済の高度成長に伴う電力供給義務を果たすための設備拡張として、継続的にみられるばあいには⁹⁾、定額法と定率法の選択は、期間利益の計上額に大きく影響する。

こうした点をふまえれば、昭和38年9月までの各電力会社の有価証券報告書

8) 通商産業省産業構造審議会答申(昭和41年12月)「コスト・マネジメント」第1章第9節。

9) ちなみに、昭和35年9月決算と48年3月決算との数字を比較してみると次のとおりである。

電気事業固定資産(取得価額)は、2,832億円から1兆3057億円と4.6倍に、電気事業営業収益は、460億円から1,921億円と4.2倍に増大している。

第5表 定額法（定率法）に対する減価償却計上率（%）

	32.9	33.3	9	34.3	9	35.3	9
関西電力			158	190(110)	174(100)	194(110)	185(106)
東京 "	100 (55)	113 (63)	100 (55)	116 (62)	100 (54)	100	100
中部 "	118 (65)	133 (73)	121 (66)	107 (58)	139 (75)	100 (55)	149 (83)
中国 "				169 (93)	139 (76)	166 (90)	135 (75)
北陸 "	100	100	100	100	122	127	131
東北 "		100	104	133 (72)	104	110	101
四国 "	130 (70)	109 (61)	164 (92)	133 (72)	106 (58)	126 (70)	121 (67)
九州 "			102 (56)	100 (56)	106 (60)	100 (57)	100 (57)
北海道 "		170	127 (68)	129 (69)	120 (66)	164 (90)	122 (66)
	36.3	9	37.3	9	38.3	9	
関西電力	182(103)	166 (98)	169(102)	163(100)	176(110)	160(100)	
東京 "	100 (55)	100 (56)	128 (72)	174(100)	172(100)	168(100)	
中部 "	216(120)	150 (83)	166 (91)	155 (88)	157 (90)	100 (58)	
中国 "	173 (98)	164 (97)	190(111)	151 (88)	190(112)	180(109)	
北陸 "	151	120 (65)	130 (72)	135 (76)	100 (56)	102 (58)	
東北 "	101	100	100	100	105	109	
四国 "	157 (86)	120 (68)	136 (79)	162	190	154	
九州 "	100 (58)	142 (84)	150 (89)	141	164(100)	134 (83)	
北海道 "	183(100)	137 (76)	192	139 (80)	162 (96)	127 (75)	

有価証券報告書および菅原秀人、電力会社の減価償却と監査、「経済論集」より作成。

には、料金算定の減価償却基準は定額法であることを明示し、当期実施の減価償却が、定額法に対し何%に当たるかを注記していたことは、記憶に値する事実であるといえよう。

第5表は、9電力が有価証券報告書に公表している昭和38年9月までの定額法および定率法に対する実際の減価償却計上額の実施比率を示したものである。これによると、関西電力の減価償却の計上が、とくに大きいことと定率法を上廻る計上が一般的に実施されていたことがわかる。

さらに、この期間の資料からは、定率法は定額法によるよりも、約1.6倍から1.8倍ぐらいの計上額に達することが示されている。したがって、減価償却

第6表 減価償却方法の変遷

	関西電力	東京電力	中国電力	四国電力	九州電力	北海道電力	中部電力	東北電力	北陸電力
32.9	A	A	A	A	A	A	A	A	A
33.3	A	A	A	A	A	A	A	A	A
9	A	A	A	A	A	A	A	A	A
34.3	㊤	A	A	A	A	A	A	A	A
9	A	A	A	A	A	A	A	A	A
35.3	㊤	A	A	A	A	A	A	A	A
9	㊤	A	A	A	A	A	A	A	A
36.3	㊤	A	A	A	A	A	㊤	A	A
9	A	A	A	A	A	A	A	D	A
37.3	㊤	A	㊤	A	A	A	A	D	A
9	A	A	A	A	A	A	A	D	A
38.3	㊤	A	㊤	㊤	㊤	A	A	D	A
9	A	A	㊤	A	A	A	A	D	A
39.3	B	B	B	C	D	D	D	D	D
9	B	B	B	C	D	D	D	D	D
40.3	B	B	B	C	C	C	D	C	D
9	B	B	B	C	C	C	D	C	D
41.3	B	B	B	C	C	C	D	C	D
9	B	B	B	C	B	C	D	C	D
42.3	B	B	B	B	B	B	C	C	D
9	B	B	B	B	B	B	C	C	D
43.3	B	B	B	B	B	B	B	C	C
9	B	B	B	B	B	B	B	C	C
44.3	B	B	B	B	B	B	B	B	C
9	B	B	B	B	B	B	B	B	C
45.3	B	B	B	B	B	B	B	B	C
9	B	B	B	B	B	B	B	B	C
46.3	B	B	B	B	B	B	B	B	C
9	B	B	B	B	B	B	B	B	C
47.3	B	B	B	B	B	B	B	B	C
9	B	B	B	B	B	B	B	B	C
48.3	C	B	B	C	B	B	B	B	C

A 定率内で定額以上, ㊤ 定率以上, B 有形定率, 無形定額, C 有形一部定率一部定額, 無形定額, D 定額。有価証券報告書より。

の方法を定率法から定額法に変更することで、減価償却額の少なくとも3分の1強が、このばあい減少することになるため、第4表の利益と減価償却の比較からも明らかなように、この方法の変更は、業績に決定的といってもよい重大な影響を与えることになるのである。関西電力昭和48年3月決算では新規取得資産に限って償却方法を定額法に切り換えたため、従来の基準に比べ、減価償却計上額は31億円の減少と注記されていることから、このことは裏づけられるのである。

第6表は、現在までの9電力の減価償却実施の方法を示したものである。これによれば、減価償却は、過去において料金算定上は定額法であるとの注記をしていただけて、5社は一時的にしる、定額法で計算した事実があるのである。9電力の中で、保守的な処理（内部留保の処理したがって公表利益の過少計上につながる）は、関西電力、東京電力、中国電力の3社だけにみられるものであることも理解できよう。

定率法の範囲内で定額法をこえる償却額の計上実務を擁護する代表的論理は、東京電力の監査報告書に示されている。それによると、「公益事業として『電気に関する臨時措置に関する法律』により電気供給義務を負うこと。かつ急激に増加しつつある電気需用の現状からして毎期多額な設備投資をして設備の拡充をはかっているため、普通償却範囲額は毎期増加していること。技術の進歩により設備の近代化をはかりつつあること。電気料金の認可の際、電気料金の原価として算入されている減価償却費は定額法によるものであること」（昭和37年3月）という諸点をあげているのである。しかしこれは、菅原教授も指摘されているように、同じ理由によって、昭和32年9月には減価償却計上額を定額法の範囲にとどめ、また、昭和37年3月には定額法を大巾に上回る償却を行なう理由にされたのである。

ところで、関西電力の監査報告書のばあいも、減価償却について、きわめて興味深い見解が発表されているのである。すなわち、昭和36年9月決算の北畑公認会計士の報告では、定率法の範囲内で定額法を越える減価償却の実施に対

し、「一般に公正妥当と認められる企業会計の原則ならびに手続に準拠して実施している」とは言い難いが、電気料金算定上で規制を受ける償却方法および電気料金の長期安定を要請されている公益事業の一般の企業と異なる諸事情の特殊性に鑑み」おおむね適正という意見表明がなされていたのであるが、監査人が青木公認会計士に代った昭和37年3月決算では、「一般に公正妥当……とは言い難い」という部分を抜いて、ほぼ北畑報告と同じ内容の監査報告が行なわれたのである。そして、昭和38年3月決算になると、「おおむね妥当」の理由を、中味を抜いて「電気料金算定上で規制を受けている公益事業の特殊性に基づくもの」とだけ表現されるように変わり、さらに、減価償却を定率法基準に変更した昭和39年3月決算には、「会社の採用する会計処理の原理および手続は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠し、かつ、前事業年度と同一の基準に従って継続して適用」されているので適正であるというように監査報告の意見表明は変更されてきたのである。ここにいたり、公益事業の料金算定上の計算方法である定額法についての配慮は完全に欠落してしまったといつてよいであろう¹⁰⁾。

しかも、料金値上げという社会的に影響の大きい事態に際して、関西電力のとった決算政策は、問題の昭和47年9月決算に典型的に示されているのである。第4表にみるとおり、ここでは、美浜原子力発電所2号機の稼働に伴う81億円の特例償却を含む107億円もの異常な特別償却の計上が業績の悪化を決定づけているのであって、もし、特別償却の計上をしなかったならば、人件費、燃料費、支払利息の高騰や原発を含む発電所事故により、他社からの融通電力の買電費の増加を含めても、業績は悪化を示さなかったのである。料金値上げ申請の下工作の中心時期におけるこの決算政策は、それが税法上合法的な計算であるとはいえ、料金問題をめぐる企業の会計計算とその報告における社会的責任

10) 定率法の範囲内で定額法を越える減価償却の計上を理由に、意見差控の監査報告書を提出しているのは、中部電力の伊藤公認会計士ただ1人である。中部電力では、昭和39年3月決算から、定額法を採用するのであるが、それまで、したがって、38年9月まで、意見差控が、減価償却の処理を理由に行なわれた。

からいえば、事態の正しい理解を誤らせる結果に誘導するものであったといっても過言ではないであろう。先に述べたとおり、この決算による公表利益の縮少が、マスコミにより、業績悪化、値上げ必至、という世論誘導に効果的に使われたことは、ここでは繰り返さない。

税務申告や株主に対する配当可能利益の計算として、企業が減価償却の方法に定率法や特別償却を採用することについて、とやかく言っているのではない。ここでは、料金問題をめぐるさまざまな見解、とくに値上げ反対論に対し、企業会計上の社会的責任を果たすためには、少なくとも、料金算定上の原価資料の公表を含む説得的態度が望ましいのではないかということが言いたいことである。しかし、公表された資料としては有価証券報告書しかなく、その業績悪化を示す計算処理過程には、減価償却計上についていえば、定率法の採用と特別償却の計上がみられたのは、すでに述べてきたとおりである。料金値上げのムード作りの伏線ともなったこの決算処理は、それ自体としては、税法に基づく計算として、合法的であるとはいえ、値上げをめぐる企業採算計算すなわち適正原価計算の「客観的」表示という料金問題をめぐる会計上の社会的責任の面からみると、一般消費者にも公表される唯一の会計資料としては、妥当なものといえないのではないかと考えられるのである。

2 引当金について

つぎに、個別問題の第2点として、引当金の残高状況を第7表でみると、絶対額の点からいっても問題としなければならないのは、退職給与引当金であろう。すでにその額は、昭和48年3月時点で、553億円にも達しているのである。これは第8表にも示しておいたように、昭和39年3月より、税法累積限度の2倍基準すなわち全従業員の退職金期末要支給額基準を採用し、昭和42年3月にはその水準に達するのである。驚いたことには、この間の税法2倍基準に対する累積不足充当額が、期によっては、法人税控除前利益に対して、4%から12%に達しているにもかかわらず¹¹⁾、これに対し、注記においては、「期間損益

第7表 関西電力引当金残高

(百万円)

	退職給与 引当金	原子力発電 工事費却 備引当金	納税 引当金	賞与 引当金	渴水準備 引当金	海外投資 損失準備 引当金	公正引 害準備 金	貸倒 引当金
44.9	44,443	2,805	7,393	3,518	1,137	50		178
45.3	44,970	5,634	6,831	3,716	51	113		188
9	49,730	4,382	7,484	4,283	0	238		206
46.3	49,922	7,285	6,285	4,399	137	275		199
9	51,816	10,067	6,463	4,679	1,769	275		212
47.3	52,109	13,660	6,623	4,737	2,105	675		211
9	54,153	12,388	3,948	5,277	4,277	710	341	232
48.3	55,290	12,388	6,258	5,566	4,611	710	341	235

有価証券報告書より。

に及ぼす影響は重要でない」とされ、監査報告においても、これについての意見を限定することもなく、適正と判断するのである。

なお、昭和46年3月から、繰入額を税法基準以下に押えたため、昭和48年3月時点では期末要支給額の91%すなわち税法累積限度の182%になっている。このように、退職給与引当金について税法累積限度の2倍基準を採用しているのは、関西電力の他には、中国電力が昭和44年3月から実施し、48年3月にはじめてその水準に達している例があるだけであることを考慮するならば、関西電力のこの会計処理は、電力業界においては、きわめて例外的な実務処理であったといわなければならないであろう。この処理は値上げ問題が提起されなければ、さしあたり「堅実な処理」と評価する論者も多いものと思われるのであるが、料金値上げとからめて考えると、税法限度を2倍も超過する基準であり、しかもそれに加えて業界水準を抜く処理であるということを加味するならば、問題とされざるをえないのは避けられないのである。

11) 当該各年度の%を示せば以下のとおりである。

年 度	39.3	39.9	40.3	40.9	41.3	41.9	42.3
%	10%	5	10	12	8	4	4

有価証券報告書より。

第8表 退職給与引当金の税法累積限度に対する設定比率 (%)

	関西電力	東京電力	中国電力	中部電力	東北電力	九州電力	北電 陸力	北海道 電力	四国 電力
37.3 9	130% 135	100							税法累 積限度
38.3 9			103 99	75 88					
39.3 9	2 倍 基準へ	100		88 76	100 100	要支給額 の2分の 1へ (税法累 積限度)	100		
40.3 9									
41.3 9									
42.3 9	200								
43.3 9									
44.3 9			2 倍基準 へ128 134	100 100				100 104	
45.3 9	200	107	152	110	期末要支 給額の現 価方式へ		95	104	
46.3 9	200	106	172	120			94	98	
47.3 9	192	105	188	118			③105	104	
48.3 9	186	104	184	117			112	98	
48.3 残高	①182	104	200				107 118		
48.3 残高	億円 553	634	474	425	338	307	141	115	106

① 期末要支給額91%と表示 ② 複利現価率による本社基準へ
有価証券報告書より作成。

退職給与引当金については、昭和43年11月11日に発表された企業会計審議会
による「個別問題に関する意見第二」において、3つの設定方法を示している。
すなわち、

1. 将来支給額予測方式
2. 期末要支給額計上方式
3. 現価方式

である。ところで、現価方式について述べている部分の「注2」において、「わが国企業における退職給与引当金の設定方法は、ほとんど法人税法の規定する方法によっているが、この方法は、その基本的な考え方においては、期末要支給額計上方式に現価方式を結合した方法と異ならない。ただし、法人税法における期末要支給額の算定方法は、従業員の全員が自己都合により退職するとした場合を前提とし、かつ、期末要支給額に割引率を適用して計算した現在価値額が、期末要支給額の二分の一に相当する金額となることを前提としている。」と述べており、さらにこのばあい、「企業の実態に応じた割引計算を行なうべきものであるので、法人税法の定めるところによって画一的な計算に基づいて退職給与引当金を設定した場合には、企業によっては必ずしもその実態に適合していない場合が生じる。」と述べている。そして、その事例として、「ただし、近い将来に大量の退職者が見込まれる場合等明らかに法人税法が定める退職給与引当金の限度額によることが妥当でないと認められる場合には、企業の実態に応じた妥当な計算に基づいて退職給与引当金を設定すべきである。」としていることはよく知られている主張である。

しかし、この間の関西電力の監査報告書には、昭和38年9月では「繰入額は適正に計算されている」とあり、昭和39年3月の税法累積限度の2倍基準への変更については、何らの意見表明もないのである。そして、昭和46年9月決算書以降、「会社は退職給与引当金について従業員の自己都合退職による期末退職金要支給額の全額を引当てる基準を採用しているが、繰入不足は何円、残高不足は何円となっている」という叙述に変更されるのである。ここには、会計処理・手続の継続性の面から、不足額を表示する形になっているのであるが、税法累積限度の2倍基準への変更についての当・不当の判断は、結局のところ述べられていないのである。

しかも、昭和47年9月までは「税法累積限度の186%」というように注記されていたのが、昭和48年3月からは「期末要支給額計上方式の基準によっており、期末残高は、同基準の91%」という注記表示に変更されているのである。これは従来までの表示形式でいえば、税法累積限度の182%であるわけなのだが、注記表示の継続性はこのように破られ、事情を知らない人々には、退職給与引当金の累積計上額は、税法基準内であるかのような誤解を与える可能性を生み出したのである。

関西電力という将来有望なエネルギー部門を担当する企業において、税法累積限度の2倍基準（全員基準）が、果たして実態に応じた妥当な額であるのかどうかは、きわめて疑わしい。企業会計審議会の個別意見の趣旨からみても、2倍基準は、近い将来、大量の退職者が見込まれる場合といった、現在の関西電力とはおよそちがった事態を想定しているのであるから、妥当な基準については、料金値上げ問題が提起されている以上、消費者への負担転嫁による内部留保強化だというようなことをいわれないためにも、十分検討し、実態に即したところまで引下げるべきであると思われる。そして、その設定根拠について、納得のいく説明が必要なのはいうまでもない。この意味では、関西電力の現状からみて、税法累積限度でも高いと思われるのであるが、さしあたり、まずそこまで引下げるべきであろう¹²⁾。

また、渇水準備引当金は、合法的に設定されているのであるが、昭和47年9月の22億円の繰入額は、料金値上げとの関係でみると、結果的にはあるが、業績悪化の1つの材料であることは否定できない。

12) 昭和48年10月20日、和歌山で行なわれた「日本会計研究学会第23回関西部会」において、わたくしは「関西電力の決算政策と料金問題」と題する報告（本稿はそれに加筆したものである）を行なった。その席上、関西電力の監査を担当してこられた青木倫太郎教授より、次のような趣旨の御発言のあったことをここに記しておきたい。

退職給与引当金の会計処理については、通産省と大蔵省の間の板ばさみになって困った。アメリカのSECに関係するのは関西電力だけだったので、SECが、退職給与引当金は負債だから全員の要支給額を設定すべきであると要求したので、無理をして積み立てたのである。税法2倍基準は当然と思っている。関西人は、東京などと比べて保守的处理を好む体質があるのではない。また、電力会社の公認会計士の間では最初から研究会をもって、監査にあたってきたのである。（文責は筆者にある）

この他に、租税特別措置に基づく準備引当金設定についても、金額的には少なくとも、利益留保的性格のものであることから問題とせざるをえないことはいうまでもない。

要するに、損益計算に係る引当金繰入額は、料金値上げ問題とからめて考慮するとき、値上げ理由の業績悪化に直接影響しながら、内部留保力の強化となる点を見逃してはならないのである。なかでも最大の退職給与引当金は、税法累積限度の2倍という基準を9電力のなかでは最初に採用しており、しかも、その基準採用の妥当性は電力事業の独占的性格からみて、きわめて乏しいといわなければならないのである。この意味から、監査人が、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準によって判断する「財務諸表の監査証明に関する省令、第4条第3項の1号」¹³⁾ についての見解を述べないで、「同条同項の2号」¹⁴⁾ による継続性に関してのみ見解を表明されていることは、事柄の性格からみて、きわめて理解し難いことであるといわなければならない。

3 為替換算差損益について

最後に、為替換算差損益について述べることにしよう。電力会社は膨大な外貨建債務を有するために、今回のドル危機による円切り上げの事態は、為替換算益を生みだしているのである。このばあい、9電力会社中、6電力会社でこの問題がみられるのであり、なかでも、関西電力は、昭和48年3月時点で、外貨建債務の換算差益額は、9電力中トップの136億円にも達している。

6電力会社の外貨建債務の表示処理は、問題の期間についてみれば、第9表に示したとおりであるが、これについて、企業会計審議会の個別意見——もち

13) 財務諸表の項目が一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従って処理されているかどうか、財務諸表の重要な項目が当該基準に従わないで処理されていると認められる場合には、その旨、その理由及び当該会計処理が当該財務諸表に与えている影響。

14) 財務諸表の項目が当該財務諸表に係る事業年度の直前の事業年度と同一の基準により処理されているかどうか、財務諸表の重要な項目が同一の基準により処理されていないと認められる場合において、その基準の変更が正当な理由に基づいていると認められるときは、当該変更があった旨、その基準の変更が正当な理由に基づいていないと認められるときは、その旨、当該変更が正当な理由に基づいていないと認められる理由及び当該変更が当該財務諸表に与えている影響。

第9表 外貨建て債務の為替換算差益

(百万円)

			昭46.9	47.3	47.9	48.3
関 西	短期金銭債務		329	(841)	469	1,378
	長期 //		—	6,939	—	12,257
東 京	短期 //		344 (11)	(1,045)	341	1,508
	長期 //		—	7,858	8,128	11,892
中 部	短期 //		108	(307)	(129)	305
	長期 //		—	2,182	2,222	3,200
北 陸	短期 //		27	(69)	—	—
	長期 //		—	712	748	1,189
東 北	短期 //		—	(95)	(72)	159
	長期 //		—	634	588	945
九 州	短期 //		63	(163)	71	144
	長期 //		—	341	316	343

—は表示なし、()は決算日基準による「基準為替相場変更差益」の計上額、他は発生時基準採用のばあいの換算差益を示す。

有価証券報告書より作成。

ろん、これ自体にも問題があると思われるのであるが——の趣旨に照らして、関西電力の処理について検討してみることにする。

まず、昭和43年5月2日付の個別意見第一には、「外貨建ての金銭債務（負債性引当金で外貨によって支出されるものを含む。）及び自社発行の社債については、将来弁済すべき外貨の決算日現在の円相当額をあらわす新換算額を付する。」という決算日基準を明示したことは、記憶に値することであろう。ついで、昭和46年9月21日付の個別意見第三——なお、個別意見第二は退職給与引当金についてのもので、為替相場の換算には関係していない——では、「外貨建ての長期金銭債務については発生時の為替相場による円換算額を付し、外貨建ての短期金銭債務については決算日の為替相場による円換算額を付すること」を基準としている。ただし、長期・短期の金銭債務とも「すべてについて決算日の為替相場による円換算額を付することもある。」ということになっており、

それに加えて、さらに「今回の措置は平価の変更とは異なるものであるので、長期・短期の金銭債務の「すべてについて発生時の為替相場による円換算額を付することを妨げない。この場合においては、短期金銭債務について決算日の為替相場による円換算額を貸借対照表に注記しなければならない。」と述べられている。

昭和46年9月決算をみると、このただし書きの最後の処理を、各社とも採用していることが理解できるのである。

ついで、昭和46年12月24日付の個別意見第四では、「決算日の為替相場による円換算額を付する。ただし、長期金銭債務については、発生時の為替相場による円換算額を付することを妨げない。なお、ただし書を適用した金銭債務については、発生時の為替相場による円換算額を付した旨、その金額及び決算日の為替相場による円換算額との差額を貸借対照表に注記するものとする。」とあり、これに基づいて、昭和47年3月決算は、短期金銭債務についてみると、各社とも基準為替相場変更差益を計上し、長期金銭債務は、ただし書による差額の注記を行なっているのである。

そして、昭和47年7月7日付の個別意見第五では、「外貨建ての長期金銭債務については、発生時の為替相場による円換算額を付し、外貨建ての短期金銭債務については、決算日の為替相場による円換算額を付する。」を原則としながら、「ただし、短期金銭債務について発生時の為替相場による円換算額を付することが相当と認められるときには、当該為替相場による円換算額を付することができる。」とし、そのばあいの差額注記と長期金銭債務については、通貨調整措置をとったものについては決算日基準でもよいが、これを発生時基準としたばあいには差額の注記が要求されるのである。昭和47年9月決算では、この意見に基づき、短期金銭債務について、決算日基準による変更差益を計上したものは2社（中部、東北）あり、長期金銭債務について、差額注記をしていないのは関西電力だけで、他社はすべて注記していることも見逃せない事実である。なお、昭和48年3月決算になると、各社とも発生時基準を採用すること

になり、基準為替相場変更差益は計上されず、長期・短期の差額の注記表示に変わるのである。

以上の事実から、この問題についての関西電力の実務は、個別意見のただし書に合致した処理をしていることは事実であるが、他の電力会社との比較でいえば、例えば、関西電力の昭和47年9月決算において、短期債務は決算日基準を原則とするという第五意見の原則には従っていないのに対し、東北電力や中部電力は原則どおり変更差益を計上しているのである。関西電力は、料金問題を提起しようとしたこの時点で、為替換算利益を計上せず、個別意見第五のただし書を適用して、発生時基準をとったのである。このばあい、個別意見第五においては、「相当と認められるときには」発生時基準をとることができることと書かれているのであるが、相当と認められる根拠が果たしてあったといえるのであるかどうかは、大きな疑問であろう。さらに、長期の金銭債務についての差額注記は、意見に従えば確かに要求されていないのであるが、他の電力会社はこれを表示していることを考えると、この点についても報告表示の面で、業界水準を下廻ることになるのである。

IV

要するに、企業会計の社会的責任を考えていくばあい、とくに公益事業についていえば、料金問題とかかわるところが、社会的責任の主たる内容の一つであることは否定できない。その意味から、関西電力の決算政策を検討してきたのであるが、すでに述べてきた諸点からも明らかなように、減価償却についていえば、料金算定の基準となる定額法による会計計算についての報告表示は、昭和38年9月まで実施していたにもかかわらず、その後、この表示をやめ、計算基準を税法上の届出基準である定率法に変更し、あまつさえ、料金問題を提起する時点で、税法上の課税所得計算上は合法的ではあっても、料金算定の適正原価としては、まったく問題にならない特別償却を計上した決算報告による業績悪化を演出したこと。

第2に、退職給与引当金は、税法上の累積限度の2倍基準を他社に先がけて、昭和39年より実施にふみ切ったこと、この妥当性については、関西電力の実情からみて、きわめて疑わしいこと。しかも、他の電力会社では、中国電力1社のみが、ようやく昭和48年3月でこの水準に達することができたのであり、その他の会社は、こうした基準すらも採っていないことを考えると、まったく問題であるといわなければならない。

第3の為替換算差益の処理については、企業会計審議会の個別意見に則っているとはいえ、個別意見が、ほとんどあらゆる処理を容認している以上、一步譲っても、個別意見のただし書ではなく、その原則を採用すべきであると思われるのである。しかるに、この点についても、料金値上げを提起した当の会社であり、しかも、その計上差額の大きさからみても、関西電力がもっとも問題とされなければならないのであるのに、他社に比べて、保守的処理があまりにも強いことは、会計処理の面での社会的責任について疑問をいだかせるものといえよう。

関西電力の上野副社長は、「企業の目的は利潤の追求が全てであるという時代は過ぎ去った。企業は好むと好まざるにかかわらず社会的責任があり、その成果や企業の姿勢について社会に公表することを要求されることになる。企業もいたずらにそれを避けようとせずこのような監査、制度の確立に積極的に当事者として参加すべきであり、測定の方法、表示の方法についても企業の独自性を生かした明瞭、簡潔な方法を自ら作り出していかなければならない。」¹⁵⁾と書いておられるのであるが、料金値上げに際し、今まで述べてきたような決算政策は、果たして、この言葉とどのようにつながるのであるか、関西消費者団体連絡懇談会の原価資料公表の要請にも応えられない¹⁶⁾こととあわせて考え

15) 上野幸七、企業の社会的責任と会計のあり方、「企業会計」昭和48年9月号、76頁。

なお、参考までに付言すると、関西電力上野副社長は元通産事務次官の出身である。他の電力会社も政府との人的結合は強い。例えば、東京電力石原副社長（元通産事務次官）、東北電力中川取締役（元鉱山石炭局長）、同奥田取締役（元商工次官）、北海道電力岡松会長（元商工次官）、九州電力小出副社長（元経済企画庁事務次官）、中部電力中川監査役（公益事業委員長）、北陸電力江上取締役（元科学技術庁振興局長）、四国電力田中常務（元科学技術庁振興局長）、中国電力岸本取締役（山口県副知事）。

るとき、確かに、関西電力の会計処理や料金値上げについての申請処置は、現行法規の上では合法的であるとはいえ、それをもって、今日の関西電力の会計のあり方が妥当なものであるとは言い切れないのである。

われわれは、現代の会計決算政策の一つの典型として、関西電力のケースを採りあげたのであるが、これは公益事業の料金問題と関連した特殊なケースであるとはいえ、巨大企業の資本蓄積に果たす会計の1つの実態を示す意味で、一般的な性格をも示しているものと解してよいであろう。

16) 昭和48年6月に、ごく簡単な「資料」が提出されているだけである。その中で、差別料金（電灯と大口電力の料金の3倍の格差）の生じる理由を実数抜きに概説しているが、費用明細も示さないもので、資料などといえるものではない。